

平成 26 年 6 月 26 日現在

機関番号：32602

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2012～2013

課題番号：24820038

研究課題名(和文)近代中国の在外領事裁判と東アジア - 華人保護と領事裁判権から見た近代の変容

研究課題名(英文)Modern China's Consular Jurisdiction in East Asia: The Shift toward Modernism through the Protection of Overseas Chinese and the Use of Consular Jurisdiction

研究代表者

青山 治世 (Aoyama, Harutoshi)

亜細亜大学・国際関係学部・講師

研究者番号：60634285

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円、(間接経費) 630,000円

研究成果の概要(和文)：19世紀後半の清朝末期、2つのアヘン戦争を経験した中国は、西洋近代の外交・通商制度を部分的に導入し始めることによってその富強化を図ろうとした。西洋諸国が不平等条約によってアジア諸国に強要してきたと言われてきた領事裁判権および領事裁判制度も、在外華人保護や周辺国との関係性において、中国が有利または優位に立つことを期待して、東アジアの周辺地域に限定して導入が図られていた。本研究では、日本・朝鮮・ベトナムとの間の事例を中心に、中国が在外領事裁判を通して、近代的な変容を図ろうとしていた側面を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：In the latter half of the 19th century (during the late Qing era), the Chinese government attempted to reform the wealth and power in China through the partial introduction of the modern West's diplomatic and commercial system. In the past, consular jurisdiction was regarded as the system that Asian countries were compelled to use by Western countries in accordance with an "unequal treaty." However, the Chinese government also attempted to introduce consular jurisdiction to other East Asian countries. By examining the cases of Japan, Korea, and Vietnam, this study elucidated that China sought to move a country toward modernism by using consular jurisdiction.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：東洋史

キーワード：近代中国 領事裁判権 東アジア 華人保護 領事裁判

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究の開始以前、研究代表者は清朝末期において中国が海外に領事館を設置する過程を検討していた。清朝の在外領事の設置過程が明らかになったことにより、次に課題となるのは、設置された在外領事の運用実態であった。

(2) 清朝の在外領事(およびそれに類する在外機関)の性格として特筆すべきものとして、東アジアの周辺国において領事裁判権を行使していた事実が確認されているが、清朝が領事裁判権および領事裁判というものをどのように認識し、日本と朝鮮においてなぜそれを実施しようとしたのか、東アジアの周辺国においてのみ清朝が領事裁判を行使し、あるいは行使しようとしたのか、という点について、中国と東アジア、または中国と東アジアの「近代」という枠組みで捉えようとした研究は、それまで存在しなかった。また、東アジアにおける領事制度や領事裁判をめぐる問題についても、日本 - 西洋、中国 - 西洋・日本 といった枠組みで研究されることがほとんどであった。

2. 研究の目的

(1) 清末期に中国が日本や朝鮮において領事裁判権を行使していた事実について分析することによって、そうした枠組みを脱し、西洋近代が東アジアに持ち込んだ領事制度とそれに付随していた領事裁判というシステムが、東アジア諸国間における相互作用や西洋諸国との摩擦をへながらいかにして定着したのか(あるいは定着しなかったのか)を解明する。

(2) 東アジア各国が領事裁判というシステムをどのように受け止め、いかなる相克をへて、最終的に「治外法権撤廃」へと収斂していったのか、というアプローチで描き直すことを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 中国・日本・韓国に残る関係史料をそれぞれ収集し考察を行う一方、韓国における関連研究を精査し、それらとの差別化を図ることによって、本研究の独自性を高める。

(2) 清朝側の認識・対応についてはすでにほぼ解明しており、交渉相手となったフランス側の認識と対応を検討する課題が残されている。そのためフランスでの史料調査を行い、その内容を検討する。

(3) 中国大陸・台湾および日本の中国法制史研究の成果を検討した上で、清朝の在外領事裁判の中国法制史上における意義と影響を考察する。

(4) 日本において近年進展がみられた条約

改正史研究や領事裁判研究の成果、および清朝の朝鮮・ベトナムに対する属国支配の変容過程に関する研究などとの比較や対話を通して、清朝が東アジア地域において領事裁判権を行使したことの東アジア近代史上における意義と特質を解明する。

4. 研究成果

(1) 第1年度では、清朝と日本、清朝と朝鮮(韓国)との間で結ばれた諸条約・章程を分析し、日清修好条規や清韓通商条約の双務的領事裁判規定は、アジア的な属人支配の延長として捉えるよりも、むしろ西洋伝来の制度と法体系を清朝と周辺国(日本)または属国(朝鮮)との関係にも採り入れたものであったことを解明した。具体的には、日本や韓国で収集した史料や先行研究を整理・分析し、清朝の在外領事裁判について下記(2)~(4)の内容を明らかにした。

(2) 日本・朝鮮(韓国)で実施された清朝単独による領事裁判、観審、朝鮮官員との共同審理の概要と事例を確認した。日本における清朝の領事裁判では、必ずしも本國法(清朝の法律)のみが厳格に適用されたわけではなく、日本側の法令や要請も考慮して審判を行うこともあった。西洋諸国と清朝との間には、西洋諸国による領事裁判だけでなく、混合事件に対する清朝・西洋の混合裁判(会審)も実施されており、それを通して清朝の官憲も「関与」した裁きに近代法制がすでに存在していた。

(3) 清朝の在朝鮮領事裁判規定の成立と変容については、日清戦争を境に、それ以前の朝鮮が清朝の「属国」であった時代と、それ以後の無条約時代・清韓通商条約時代に分けて、それぞれの時代の法的根拠となった商民水陸貿易章程および国境貿易に関する2つの章程の中の裁判管轄規定、清韓通商条約の裁判管轄規定の成立過程と条文のもつ意味について考察した。朝鮮には、1882年に締結された商民水陸貿易章程の規定に基づいて、商務委員が各開港地に設置され、83年に総辦商務委員が漢城(ソウル)に、84年以降、仁川・釜山・元山・龍山にそれぞれ分辦商務委員が開設された。清朝が日清戦争前に派遣した在朝商務委員は、「宗主国」が派遣する官吏という点を除いては、その職務・職権からみても、同時期に西洋諸国や日本が朝鮮に派遣した領事と同質のものであった。日清戦争後に清朝の朝鮮に対する宗主権が否定されると、清朝は新たに朝鮮内に総領事館・領事館を開設した。本来西洋との間の条約によって設けられた「領事」に相当する商務委員という在外機関、清朝側のみ享受した「領事」裁判権という特権、裁判管轄について原告・被告を区別した規定など、これらすべて西洋あるいは日本との条約のあり方を清朝が優位となる形で属国朝鮮に適用したものであ

り、これはアジア的な属人支配の延長と見るよりも、むしろ西洋伝来の制度と法体系を（完全ではないものの）清朝と属国である周辺国（ここでは朝鮮）との関係にも採り入れたものであったと見る方が、実情に近かった。

(4) 中国の在外機関が近代の一時期に国外において裁判権を行使したこと自体、これまで中国近代史においても、中国法制史においてもほとんど注目されておらず、近年になり、日本と韓国の研究者が具体的な史料に基づいてようやく研究に着手し始めたところである。本研究では、こうした事象が中国法制史上においていかなる意義を有するのかについても、次の通り展望を試みた。清末（光緒）新政以前の中国では、清朝政府が司法権を行使するなかで外国法を参照・適用した事例は、中国地方官と外国領事による会審と上海会審公堂（会審公廨）で行われた会審の中にわずかに見られ、それ以外の案件は教案の審理も含めて、かならず中国の法律が適用されたとしている。しかし、本章でみた日本における事例にもあるとおり、海外での領事裁判では、華人を被告とする裁判においても、本国法のみならず居留国の法律・慣習が判決に影響を与えたり、アヘン吸飲のように本国法では罪にならなくとも、条約違反を理由に処分（本国送還など）していた事例も見られた。開港場において清朝領事の「隣」で行われていた西洋諸国による領事裁判の運用や法適用のあり方を、清朝領事が参考にすることがあったならば、中国の官憲が中国人を被告とする裁判において近代法制の影響を受けた初期の事例が、海外に駐在する中国官吏によって先行して実施されていたことになり、これは中国法制史研究においても考察対象となりうると考えられる。

(5) 第2年度では、まず、在ベトナム領事設置交渉において清仏間で交渉が行われた際、清朝側が領事裁判権を要求し、それが認められなかったことの歴史的意義について考察し、次のような結論を得た。1886年のコゴルダン条約の交渉時には、この論法でベトナムにおける領事裁判権の獲得を求め、それによって「威望体面」の維持を図ろうとした。しかし、予備交渉4回、本交渉4回の計8回に及ぶ条約交渉をへてその実現が困難であることがわかると、最後には「フランスはベトナムを保護し、中国はすでに「上国」の権を失った」と認めざるを得なくなる。その後、清朝が「属邦」論を再び主張したという記録は管見の限り見当たらない。このことから、1887年のコンスタンとの条約交渉において、ベトナム国王による進貢の再開が一時企図されたことを除けば、1886年のコゴルダンとの条約交渉がおそらくベトナムの宗主権をめぐる清仏間の抗争の最終局面であり、ベトナムにおける領事裁判権獲得の断念が清朝によるベトナム「放棄」の最終段階だったと

考えられる。

(6) 次に第2年度では、第1年度の成果と合わせ、近代中国における在外領事裁判の実態について、当時の対外関係の変容過程との関連において次のように総括した。

(7) 本研究の場面設定は「東アジア」であるが、これは、本研究が扱った地域が、現在の研究者や読者から見て、地理的に「東アジア」だというにすぎない。本研究で読み解いてきた言説の多くは、本国政府、つまり「官」の側からの視点を中心であったが、そうした「官」側の主観的な視点から見れば、ベトナム・朝鮮・日本などの地域は、客観的な地域概念としての「東アジア」というよりも、むしろ中国から「周辺」「周縁」として捉えられていた地域、言い換えれば、中国を中心として放射線状に広がる「外縁」部分にあたる地域であった。そして、そこに“流れ着いた”中華の民（華民・華人）をいかに捉え、いかに扱うかが、「近代」という時代に際会し、彼らの存在を無視し得なくなった清朝のなかで、にわかにクローズアップされることになった。

(8) 華民・華人が流れ着いた地に“国家”が存在するなら、中国（清朝）とそれぞれの国家との関係性の違いによって、彼らの扱い方も変わってくることになる。具体的には、中国から見て「属国」である朝鮮・ベトナム、「対等」となった日本、そして、かつて「藩属」であった南洋地域を統治下に置き、清朝との間では「不平等」条約を結んでいた西洋諸国など、そこに存在する“国家”との関係性に合わせて、清朝はそこに住む華人に対する取り扱い方も変えていた（変えざるを得なかったというほうが、むしろ肯綮にあたる）。

(9) 清朝が「属国」と見なしていた朝鮮に住む華人には、ほぼ躊躇なく属人的な司法管轄権が行使され、「対等」である日本に住む華人には、対等関係の象徴として獲得し維持された領事裁判権が行使されていた。朝鮮や日本へのこうした対応を主導したのは北洋大臣李鴻章であった。朝鮮と同様に「属国」と主張されたベトナムについては、清仏戦争を契機にそこに住む華人の取り扱いがにわかに注目され、清朝は「属国」を理由に朝鮮と同様の属人的な司法管轄権（領事裁判権）の行使を、ベトナムの保護権を得ていたフランスに求めた。だがこれは、清仏戦争の結果、ベトナムにおける排他的な統治権を獲得したと確信するフランスにとっては、到底容認できるものではなかった。このフランスとの交渉を主導したのも李鴻章であったが、当初彼が想定していた領事裁判権の獲得を前提としたベトナム華人の取り扱いも、条約交渉を経て“変更”を余儀なくされていた。

(10) 当初「対等」であった日本についても、日清戦争の敗北によってその関係性に変更が生じた結果、保有していた領事裁判権を失うことになり、在日華人の取り扱いも変更せざるを得なくなる。そして、同じく日清戦争によってその「独立」を認めることになった朝鮮については、「属国」ではなくなったものの、「対等」関係となったことを根拠に領事裁判権の相互承認を要求し、それを認めさせることで、在韓華人に対する清朝の属人的な司法管轄権は、日清戦争以前と同様に維持されることになった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

青山 治世、中国在ベトナム領事の設置をめぐる対仏交渉 - 清朝による領事裁判権要求と「属邦」論 -、国際関係紀要、査読有、23 卷 1・2 合併号、2014 年 3 月、77 - 118 頁

青山 治世、近代中国和日本的“交錯”与“分歧” - 圍繞領事裁判権問題 -、社会科学研究(中国)、査読有、209 期、2013 年 11 月、160 - 170 頁

青山 治世、19 世紀後期博覧会知識的接納及舉辦博覧会的設想 - 以晚清駐外使館的作用為中心 -、近代中国：文化与外交(北京：社会科学文献出版社)、査読無、2012 年、上卷 320 - 344 頁

〔学会発表〕(計2件)

青山 治世、清末中国の在外領事裁判と東アジア - 華人保護と領事裁判権から見た近代的变化 -、第 70 回経済史研究会(大阪経済大学)、2013 年 4 月 13 日(大阪)

青山 治世、近代中国和日本的“交錯”与“分歧” - 關於領事裁判権問題 -、第 4 回“近代中外關係史”国際學術研討会(中国社会科学院近代史研究所)、2012 年 11 月 10 日(中国・杭州)

〔図書〕(計1件)

青山治世、近代中国の在外領事とアジア、名古屋大学出版会、2014 年(出版予定)

6. 研究組織

(1)研究代表者

青山 治世(AOYAMA, Harutoshi)

亜細亜大学・国際関係学部・講師

研究者番号：6 0 6 3 4 2 8 5